

鎌倉幕府の裁許状と安堵状

——安堵と裁許のあいだ——

熊谷隆之

はじめに

鎌倉幕府文書は、関東・六波羅・博多発給文書に大別でき、それぞれは下文様文書と書札様文書からなる。関東発給文書の場合、下文様文書は概して下文と下知状に分かれたれ、その主たる用途は補任宛行・安堵・裁許である。時期を下るにつれて、下文の用途は補任宛行・安堵に限定される一方、下知状は補任宛行・安堵とともに、裁許にも用いられることになる。

かつて近藤成一と青山幹哉は、下文を主従制的支配、下知状を統治権的支配に引きつけて理解する佐藤進一の視角をうけ、文書様式の変化を丹念に分析し、鎌倉殿から執権・得宗へと権力が移行する様相を詳細に論じた^①。政所所司が署判する「宛先をもつ下文」は、下知状に代用されつつ、執権・連署のみが署判する「宛先のない下文」へと変化し、下文は下知状と同質化する。旧来、関東発給の下文様文書については、特定の時期や様式に絞って分析され、その時期も鎌倉初期に偏っていたのが実状である。両氏の分析は、幕府権力論としてはもちろん、幕府文書論の水準を格段に押しあげる成果であった。

とはいえ、関東発給の下文様文書が、最終的に、いかなる体系をもつものとして確立するのかについて、その後、議論は進んでいない。なか

でも、下知状については、下文の略式や代用、あるいは御教書との折衷など、副次的な評価がなされるにとどまる。だが、私見によれば、むしろ下知状は、関東が発給した下文様文書の、もっとも主要な様式として確立する。下文が下知状と同質化すると併行して進んだ、下知状じたいの確立過程が問われなければならない。あらためて分析を加えるゆえんである。

筆者がこれまでに知りえた関東発給文書は、二四〇〇通強。《表1》には、二代將軍源頼家の失脚後に発給された下文様文書一〇〇〇通あまりについて、様式や時期ごとに検出数を示した。鎌倉殿の在任期を御判下文と政所下文の発給時期に分け、さらに執権の在任期ごとに分けてある。《表2》は、《表1》に示した各様式の検出数を、用途ごとに整理したものである。

これまで関東発給の下知状は、関東下知状として一括して把握されてきた。ところが、鎌倉期をつうじて分析してみると、下知状は、当初、五つの様式からなり、時期を下るにつれ、二つの様式に確立したことが判明する。そのうえで、下知状の主たる用途である補任宛行・安堵・裁許に着目し、それらを俯瞰しなおすことで、従来とはややおもむきを異にする下文様文書の総体的な輪郭が浮き彫りになるとともに、鎌倉幕府の安堵と裁許をめぐる新たな論点が浮上することになるだろう。

《表1》 関東発給の下文様文書の様式と検出数

様式	將軍	実朝御判		実朝政所			頼經御判			頼經政所			頼嗣御判			頼嗣政所			宗尊政所			惟康政所			久明政所			守邦政所			計
		時政期	義時Ⅰ期	義時Ⅱ期	義時Ⅲ期	泰時Ⅰ期	泰時Ⅱ期	泰時Ⅲ期	經時Ⅰ期	經時Ⅱ期	時頼Ⅰ期	時頼Ⅱ期	時頼Ⅲ期	長時期	政村Ⅰ期	政村Ⅱ期	時宗Ⅰ期	時宗Ⅱ期	貞時Ⅰ期	貞時Ⅱ期	師時Ⅰ期	師時Ⅱ期	宗宣期	熙時期	基時期	高時期	貞顯期	守時期			
將軍下文			4	22			24	25	6	3	21	3	18	18	4			24	12	4	1	1						2	1	193	
Ⅰ型		9	5	1		1	14	1	1		1						1	1									1	36			
Ⅱ型				2	20	1	3	6	1	1							1	1										1	37		
Ⅲ型		1				1																							2		
Ⅳ型		2			72	5		11	1				1	4	6	8	10	15	25	43	14	4		2	1	9	2	10	245		
Ⅴ型		10	1	1			6	39	3	2	9	1	14	12	4		9	45	26	68	22	8	2	11	5	59	35	392			
外題		1																			11	3	1	4	3	32	15	70			
寄進状						1		3	1	2	1						6	1	1	3	1		2		6	2	30				
計		23	10	26	93	8	47	85	13	8	32	4	33	34	14	8	19	92	65	117	51	17	3	19	9	109	2	64	1005		

《表2》 関東発給の下文様文書の用途と様式の検出数

用途	様式	將軍	実朝御判		実朝政所			頼經御判			頼經政所			頼嗣御判			頼嗣政所			宗尊政所			惟康政所			久明政所			守邦政所			計
			時政期	義時Ⅰ期	義時Ⅱ期	義時Ⅲ期	泰時Ⅰ期	泰時Ⅱ期	泰時Ⅲ期	經時Ⅰ期	經時Ⅱ期	時頼Ⅰ期	時頼Ⅱ期	時頼Ⅲ期	長時期	政村Ⅰ期	政村Ⅱ期	時宗Ⅰ期	時宗Ⅱ期	貞時Ⅰ期	貞時Ⅱ期	師時Ⅰ期	師時Ⅱ期	宗宣期	熙時期	基時期	高時期	貞顯期	守時期			
補任充行	將軍下文			3	5			6	9				5	1	1	2	1		7	4		1				2	1	48				
	Ⅰ型		1	1			1	2											1									5				
	Ⅱ型					2		1										1										4				
	Ⅳ型					27	3		1						1			2	11	11	5	1	2		4	1	1	70				
	Ⅴ型		3					4							1			2	1									11				
讓与安堵	將軍下文				4			14	15	6	3	11	2	15	14	3		17	8	4	1							117				
	Ⅰ型		1	1																								2				
	Ⅱ型					1		1																				2				
	Ⅳ型					11	1		1					2	3	6	10	8	12	23	8						1	86				
	Ⅴ型								3					1	5	9					11	3	1	4	3	32	15	18				
配分安堵	將軍下文												2															2				
	Ⅳ型							1						2	1		5	1	6	1	2		1	4	8		32					
	Ⅴ型																		1								1					
相博安堵	將軍下文							1		1																		2				
	Ⅳ型													1														1				
	Ⅴ型																										1	1				
紛失安堵	將軍下文															1												1				
	Ⅱ型					1																						1				
	Ⅳ型					1												1		1					1	1		5				
寄進安堵	將軍下文							1						1														2				
	Ⅳ型							2																				2				
	Ⅴ型																											1				
(安堵理由不詳)	將軍下文		1	2			3						2															8				
	Ⅰ型		1	2			2																					5				
	Ⅱ型					8	1																				1	10				
	Ⅳ型		1			6																						7				
	Ⅴ型		2				1																					3				
裁許(様式確立以前)	將軍下文				6																							6				
	Ⅰ型		6	1			7	1	1																			16				
	Ⅱ型				2	3	1	2	2																			10				
	Ⅳ型				22	1	3	1					1			2												30				
	Ⅴ型		3	1			2	15																				21				
裁許(買得安堵)	Ⅴ型		1				7	2	2	8	12	9	3		4	33	26	58	19	8	2	9	4	42	27		276					
	Ⅴ型																	3	3			2	1	14	6		29					
その他				3	7	11	1	6	18	3	3	5	1	1	2			9	1	10	3	1	2	10	3		100					
計			23	10	26	93	8	47	85	13	8	32	4	33	34	14	8	19	92	65	117	51	17	3	19	9	109	2	64	1005		

まずは、下知状の様式について分析する。

一 下知状の五つの様式

既往の研究が、下文様文書のうち、御判下文と政所下文を除いた文書群を、関東下知状として一括してきたことは、前述したとおりである。②だが、おもに事書と書止文言に着目すると、より細かく五つの類型に分類しうる。

【Ⅰ型】

下 何某

……………事

右、……………

……………依鎌倉殿仰下知如件。(以下。)

年 月 日

(署判)

これまでも議論のある下文と下知状の中間型である。すべて冒頭を「下」とし、その下に宛先を記す。宛先を欠くものはない。事書には「補任……………事」「可早……………事」「……………事」の三種がある。

時政期には、書止を「依鎌倉殿仰下知如件。以下」「所仰如件。以下」とするものが混在し、義時Ⅰ期には、例外なく前者の形式をとる。③残りは「依鎌倉殿仰下知如件」の形式である。④

時政期には、時政が単署したものと、時政ではない他の近臣のみが連署したものが散見し、⑤義時Ⅰ・Ⅱ期には、義時以外の他の近臣のみが連署したものにみられる。泰時Ⅰ期以降は、執権(・連署)の署判である。⑥

補任宛行・譲与安堵などにも用いられるが、大部分は裁許状である。この様式は、経時Ⅰ期を最後に、ほぼ姿を消す。⑦

【Ⅱ型】

……………依鎌倉殿仰下知如件。

年 月 日

(署判)

これまでさほど注意されていないが、独立した事書をもたず、事実書から書きはじめる様式が存在する。書止には「依鎌倉殿仰下知如件」「依仰下知如件」の両様がある。義時Ⅲ期と泰時Ⅰ期のものが、すべて「依仰下知如件」の形式をとるのを除けば、両様の使い分けは明瞭ではない。

補任宛行・譲与安堵・裁許などに用いられる。まとまって検出されるのは、経時Ⅱ期までで、それ以後はほぼみられなくなる。別して一類型を立てたゆえんである。

【Ⅲ型】

……………依鎌倉殿仰下知如件。

年 月 日

(署判)

何某

事実書から書きはじめ、「依鎌倉殿仰下知如件」「依仰下知如件」と書き止める点は【Ⅱ型】と同様ながら、末尾に充所をもつ。下文様文書としては、異例である。

時政期と泰時Ⅰ期の計二通のみが検出される。⑧前者は「出雲国守護所」に地頭代の狼藉停止を、後者は「土佐国守護所」に申詞記等の進上を通達する。【Ⅱ型】と同じく、その後は姿を消す。

【Ⅳ型】

……………

(署判)

三八九

右、……………事
……………依_レ仰下知如_レ件。

年月日

(署判)

独立した事書をもち、書止を「依_レ仰下知如_レ件」とする様式である。事書は「……………事」「甲与乙相論……………事」などが混在するも、時宗Ⅱ期の半ば以降は、ほぼすべて「可早……………事」の形式をとる。裁許状は、政村Ⅱ期に姿を消し、大部分は補任宛行・譲与安堵などに用いられている。この様式は、鎌倉末期まで使用され続ける。

【V型】

……………事

右、……………

……………依_二鎌倉殿仰_一下知如_レ件。

年月日

(署判)

独立した事書をもち、書止を「依_二鎌倉殿仰_一下知如_レ件」とむすぶ。「依_レ仰下知如_レ件」の書止を有する【IV型】と類似しており、既往の研究では峻別されていない。しかし、後述する理由から、別個に扱うのが妥当である。

なお、宗尊親王期の【V型】の書止は、なぜか、すべて「依_二將軍家仰_一下知如_レ件」の形式をとり、守邦親王期にも、同様の形式のものが若干みえる。ただし、煩雑になるので、以下の論述では「依_二鎌倉殿仰_一下知如_レ件」で代表させることにする。

「……………事」「可早……………事」などの事書形式もみられるが、泰時Ⅲ期から「甲与乙相論……………事」「某申……………事」が急速に比率を増し、大部分を占め

るにいたる。後二者の事書形式を有するのは、おもに裁許状である。この様式も、鎌倉末期まで用いられ続ける。

二 安堵状と裁許状

以上、下知状の五つの様式を確認した。冒頭を「下」とする【I型】や、事書をもたぬ【II型】、事書をもたず充所のある【III型】は、鎌倉期の半ばに姿を消す。それ以後は、事書をもち「依_レ仰下知如_レ件。」と書き止める【IV型】と、やはり事書をもち「依_二鎌倉殿仰_一下知如_レ件」とむすぶ【V型】が、関東下知状の二大様式として確立するのである。

それでは、両様は、どのように使い分けられていたのか。《表2》のごとく、恩給の用途は、補任宛行と安堵に大別しうる。七海雅人が体系的に論じたように、安堵には、譲与安堵・配分安堵・紛失安堵・寄進安堵・買得安堵など、各種の方式が存在した。¹³⁾

まず、補任宛行についてみると、鎌倉末期まで検出されるのは、將軍下文と、【IV型】の下知状である。時宗Ⅱ期以降に発給された【IV型】の補任宛行状の事書は、すべて「可早……………事」の形式をとる。

つぎに、譲与安堵については、やはり時宗Ⅱ期ごろから、將軍下文と、【IV型】の下知状に限定され、師時Ⅰ期の外題安堵法の成立により、外題に移行する。¹⁴⁾ 政村Ⅰ期以降に発給された【IV型】の譲与安堵状の事書も、すべて「可早……………事」である。そして、事例の少ない相博安堵と寄進安堵は判然とせぬも、配分安堵は長時期以降、紛失安堵は貞時Ⅰ期以降のすべての【IV型】の下知状が、「可早……………事」の事書形式をもつ。

ゆえに、関東が発給した下知状様式の補任宛行状と安堵状の完成型を、つぎのように定式化できる。¹⁵⁾

【補任宛行状・安堵状】

可早……………事

右、……………

……………依_レ仰下知如_レ件。

年月日

(署判)

それでは、他方の【V型】はどうか。【V型】の八割は、裁許状である。前述のごとく【IV型】の裁許状は、政村Ⅱ期に姿を消す。続く時宗Ⅰ期以降の裁許状は、すべて【V型】の様式を有し、「甲与乙相論……事」ないしは「某申……事」の事書形式をもつ^⑭。

結果、関東が発給した下知状様式の裁許状の完成型は、つぎのとおり定式化しうる^⑮。

【裁許状A型】

甲与乙相論……事

右、……………

……………依_二鎌倉殿仰_一下知如_レ件。

年月日

(署判)

【裁許状B型】

某申……………事

右、……………

……………依_二鎌倉殿仰_一下知如_レ件。

年月日

(署判)

かくて関東発給の下文様文書は、

① 將軍家政所下文（補任宛行状・安堵状）

「將軍家政所下」と書きはじめ、その下に宛先を記さず、「可早……

事」の事書形式をもち、「所_レ仰如_レ件。以下」と書き止め、執権（・連署）のみが署判する。

② 関東下知状（補任宛行状・安堵状）

「可早……事」の事書形式をもち、「依_レ仰下知如_レ件」と書き止め、執権（・連署）が署判する。

③ 関東下知状（裁許状）

「甲与乙相論……事」ないしは「某申……事」の事書形式をもち、「依_二鎌倉殿仰_一下知如_レ件」と書き止め、執権（・連署）が署判する。

以上の三様式で確立する。そして、「任_二此状_一可_レ令_二領掌_一之由、依_レ仰下知如_レ件」の定型文言をもち、執権（・連署）が署判する讓与安堵の外題は、②の略式なのである。

三 買得安堵状

ところで、関東裁許状の様式の完成型を、さらに詳しく記せば、以下のとおりになる。

① 事書の形式は、A「甲与乙相論……事」型、B「某申……事」型のいずれかである。

② 事実書には、A型の場合には訴訟人、B型の場合には訴人の主張を記したうえで、幕府としての裁許内容を記す。

③ 事実書の書止文言は、「依_二鎌倉殿仰_一下知如_レ件」ないしは「依_二將軍家仰_一下知如_レ件」である。

④ 裁許を決定した評定の年月日を書下年号で付す^⑯。

⑤ 執権（・連署）が奥下に署判する。

ところが、これとまったく同一の様式を有するにもかかわらず、瀬野

精一郎編『増訂 鎌倉幕府裁許状集 上(第二版)』(以下『裁許状集』)に掲載されぬ関東下知状の一群が存在する。買得安堵状である。

買得安堵状については、すでに佐々木銀弥と七海雅人の詳細な分析がある。¹⁹⁾しかし、下文様文書のなかでの買得安堵状の位置づけに関する検討はない。そこで、七海らが用いた諸史料をもとに、検討を加える。

【史料1】 関東問注所所司等連署下知状²⁰⁾

佐野安房弥太郎増綱申、下野国佐野庄中郷内沽却田地五段^{〔立河彦〕}。事右田地者、鳥居戸五郎次郎法師^{〔重清〕}去正和^{〔五年〕}二月廿一日、限^{〔三箇〕}五箇

年^{〔三箇〕}沽却之間、買得之処、背^{〔三箇〕}沽券^{〔三箇〕}不^{〔三箇〕}及^{〔三箇〕}壹^{〔三箇〕}作^{〔三箇〕}押領之由、増綱依^{〔三箇〕}訴申^{〔三箇〕}、為^{〔三箇〕}糾^{〔三箇〕}明真偽^{〔三箇〕}、文保元年十一月廿八日・去年四月二日兩度

雖^{〔三箇〕}下^{〔三箇〕}召符^{〔三箇〕}、無音之間、同月廿六日以^{〔三箇〕}三^{〔三箇〕}村兵衛次郎親氏^{〔三箇〕}加^{〔三箇〕}催促^{〔三箇〕}之処、如^{〔三箇〕}親氏同年八月十六日起請文^{〔三箇〕}者、任^{〔三箇〕}被^{〔三箇〕}仰下^{〔三箇〕}之旨^{〔三箇〕}、度々

相^{〔三箇〕}触^{〔三箇〕}于鳥居戸五郎次郎入道^{〔三箇〕}候之処、不^{〔三箇〕}及^{〔三箇〕}請文^{〔三箇〕}云々。者、性智難^{〔三箇〕}遁^{〔三箇〕}違背之咎^{〔三箇〕}。爰当郷為^{〔三箇〕}私領^{〔三箇〕}之条、前々沙汰訖。然則、於^{〔三箇〕}彼

田地^{〔三箇〕}者、任^{〔三箇〕}放券^{〔三箇〕}、以^{〔三箇〕}年紀五箇年^{〔三箇〕}可^{〔三箇〕}令^{〔三箇〕}増綱領掌^{〔三箇〕}。次性智押領咎事、可^{〔三箇〕}被^{〔三箇〕}召^{〔三箇〕}過料^{〔三箇〕}之状、依^{〔三箇〕}仰下知如^{〔三箇〕}件。

元応元年五月廿三日

掃部允三善(花押)

兵庫允平

前信濃守三善朝臣(花押)

【史料2】 関東下知状²¹⁾

〔立河彦〕四郎〔重清〕妻藤原氏申、武〔藏〕国土淵郷在家壹字事

右、土淵五郎貞重法師^{〔重清〕}所帶也。文保〇年五月廿日買得、〇六月

十二日預^{〔申之〕}裁許^{〔申之〕}訖。翌〇年、定喜押領無^{〔申之〕}謂。可^{〔申之〕}蒙^{〔申之〕}成敗^{〔申之〕}之由、訴^{〔申之〕}〇〇。為^{〔申之〕}決^{〔申之〕}真偽^{〔申之〕}、遣^{〔申之〕}召符^{〔申之〕}之処、如^{〔申之〕}小河小太郎季泰執進

定喜今年四月廿七日請文^{〔申之〕}者、乍^{〔申之〕}当知行^{〔申之〕}掠申之条、奸謀云々。恐^{〔申之〕}

罪科^{〔三箇〕}遁申之上者、不^{〔三箇〕}及^{〔三箇〕}申^{〔三箇〕}子細^{〔三箇〕}。可^{〔三箇〕}成^{〔三箇〕}給御下知^{〔三箇〕}之旨、重所^{〔三箇〕}捧^{〔三箇〕}解状^{〔三箇〕}也。然則、於^{〔三箇〕}彼在家^{〔三箇〕}者、藤原氏領掌不^{〔三箇〕}可^{〔三箇〕}有^{〔三箇〕}相違^{〔三箇〕}之状、依^{〔三箇〕}將軍家仰^{〔三箇〕}下知如^{〔三箇〕}件。

嘉暦四年八月七日

相模守平朝臣(花押)

【史料1】は、関東の問注所が発給した雑務沙汰の裁許状としては唯一のもので、【史料2】は、執権発給の裁許状である。七海雅人は、問注所が【史料1】を発給した理由を、雑務沙汰を管轄した点に求める一方、執権が【史料2】を発給したのは、これ以前に「預^{〔三箇〕}裁許^{〔三箇〕}」っていたためと理解し、その「裁許」を【史料3】のような買得安堵状と推定する。

【史料3】 関東下知状²²⁾

〔立河彦〕彦四郎重清妻藤原〔氏申〕、武藏国土淵郷内田九段・在家式字^{〔北条貞朝〕}

文証事

右、土淵五郎貞重、今年十月廿日、限^{〔三箇〕}永代^{〔三箇〕}売^{〔三箇〕}与^{〔三箇〕}氏女^{〔三箇〕}之由、依^{〔三箇〕}申^{〔三箇〕}之、為^{〔三箇〕}尋^{〔三箇〕}問実否^{〔三箇〕}下^{〔三箇〕}召符^{〔三箇〕}之処、如^{〔三箇〕}貞重去月十一日請文^{〔三箇〕}者、

沽却之条、無^{〔三箇〕}異儀^{〔三箇〕}云々。且当郷私領之旨、先々其沙汰訖。然則、於^{〔三箇〕}二件田^{〔三箇〕}・在家^{〔三箇〕}者、任^{〔三箇〕}貞重沽券^{〔三箇〕}、以^{〔三箇〕}氏女^{〔三箇〕}可^{〔三箇〕}令^{〔三箇〕}領掌^{〔三箇〕}者。依^{〔三箇〕}

鎌倉殿仰^{〔三箇〕}下知如^{〔三箇〕}件。

文保二年十二月十日

相模守平朝臣(花押)

武藏守平朝臣(花押)

武藏守平朝臣(花押)

ところで、『裁許状集』は【史料1・2】を掲載するのに対し、買得安堵状である【史料3】を載せていない。だが、買得安堵状は、【史料3】のように、①事書形式、②事実書、③書止文言、④署判などの点で、裁許状とまったく同一の様式をそなえる。そして、④発給年月日についても同様である。《表2》の買得安堵状二九通の日付は、つぎのような分布

を示す。

- 二日 (一通) 七日 (三通) 一〇日 (二通) 一二日 (二通)
- 一日 (二通) 一六日 (二通) 一七日 (二通) 一九日 (二通)
- 二二日 (二通) 二三日 (二〇通) 二七日 (四通) 二八日 (二通)

鎌倉幕府の裁許状は、裁許を決した評定の日付で発給される。永仁二年(一二九四)以降の関東における引付評定の式日は、二日、七日、一二日、二三日、二七日の五箇日である。前記した買得安堵状の日付のうち、これら五箇日の比率は二九通中の一九通、六割五分強におよぶ。永仁二年以降の関東裁許状の場合、五箇日の日付が占める比率は、七割強である。買得安堵状の日付は、裁許状と同様、引付評定の式日と密接な相関をもつ。

そして、買得安堵状の文面には、売主の主張として「可_レ給_二御下知_一なる定型文言が散見する。『沙汰未練書』御下知条が「御下知_{トハ}、就_二訴論人相論事_一、蒙_二御成敗_一下知状也。又裁許_{トモ云也}」と記すように、「下知」は裁許をさす。買得安堵状を「裁許」と表現した【史料2】の存在もある。買得安堵状は、裁許状の範疇で把握すべきものである。

最後に、事例をもうひとつ。実は、なぜか『裁許状集』に一通のみ、買得安堵状が掲載されている(二七四号)。

【史料4】 関東下知状²⁰⁾

佐野弥太郎増綱申、下野国佐野庄小見_□家_三宅_二宇_一・上佐野内在家_三宅_二宇_一事

右、佐野孫次郎頭綱、以_二当庄多奈和見郷内田肆町・在家_三宅_二宇_一、正和五年四月廿四日、永代_レ令_二沽却_一之由、増綱依_レ申_レ之、被_二尋下_一之_三処_一、於_二彼田在家_一者、同佐野安房左衛門七郎親綱未来領主也。為_二頭綱一期領主之身_一、争_レ可_レ令_二沽却_一永代_レ哉。仍不_レ可_レ被_レ許_二容頭綱放券_一之由、親綱所_二支申_一也。爰如_二頭綱放券状_一者、有_二彼田在家

鎌倉幕府の裁許状と安堵状

相違_一者、同郷内以_二頭綱知行分別田畠_一、可_三立替_一之由、載_レ之_レ訖。可_レ被_二糺明_一之由、増綱依_レ申_レ之、重被_レ差_二文賢奉行_一之間、為_レ問_二実否_一、去年四月十八日以来度々雖_レ下_二奉書_一、無音之間、同十一月十五日、仰_二三村兵衛次郎親氏_一、加_二催促_一之_レ処、如_二親氏執進頭綱今年三月十八日請文_一者、上佐野田奈和見郷内田在家_於令_二沽却_一之_レ処、親綱支申之間、其替_レ件式_ケ所田在家、任_二永代放券状_一、令_レ打_二渡増綱_一訖云々。者、為_二当郷私領_一先々成敗訖。然則、於_二彼田在家_一者、任_二頭綱放券_一、可_レ令_二増綱領掌_一也者。依_二鎌倉殿仰_一下知_レ件。

文保二年四月廿八日

相模守平朝臣(花押)
武蔵守平朝臣(花押)

通常の買得安堵状よりも、やや込み入った内容であることが、『裁許状集』に収録された理由かと思う。だが、【史料3】にならって傍線部を「如_二頭綱某月某日請文_一者、沽却之条、無_二異儀_一云々」と置きかえれば、ごくふつうの買得安堵状になる。

裁許状と買得安堵状は、見誤りやすいのではない。同じ様式で、同一の手続きを経て発給された、同じ範疇で把握すべき文書群なのである。かくて買得安堵状は、譲与安堵以下の他の安堵状とは別の様式、すなわち「某申……事」型の事書もち、「依_二鎌倉殿仰_一下知如_レ件」と書き止める裁許状と同じ様式で発給された。というよりも、むしろそれは、安堵状とみなすべきものではなく、裁許状そのものだったのである。

おわりに — 安堵と裁許のあいだ —

以上、関東が発給した下知状の様式が確立する過程をたどるなかで、

補任宛行状・安堵状と裁許状の様式の完成型にたどりつき、それをもとに、買得安堵状を裁許状とみなすべきことを提起した。ここから浮上するのは、安堵とは何か、裁許とは何か、という古くからの、とはいえず未解明の問題である。

【史料5】「鎌倉幕府追加法」五六七条⁷⁾

一 安堵御下文事 弘安七^(二六八) 十 廿九評

右、不^レ可^レ准^レ御成敗^一。訴訟出来之時者、就^二理非^一可^レ被^二裁許^一焉。安堵は、裁許でくつがえる。この法理じたいは、明快である。だが、安堵とは何か、という問題になると、それこそ牧健二以来、笠松宏至らの議論を経て、近年にいたるまで、なお茫漠とした状況にある。

他方、近年、大山喬平編『中世裁許状の研究』が刊行されるなど、裁許とは何か、という問題も、ようやく本格的に議論の俎上にのぼりつつある。⁸⁾しかし、公武寺社権門の多様な裁許が存在するなかで、何をもちて裁許とみなすべきか、という問題は、私見によれば、同書においても、なお落着をみておらず、今後とも追究していくべき段階にある。

本稿で取りあげた鎌倉幕府の安堵と裁許についても、何をもちて安堵、あるいは裁許とみなすべきかという本質的な問題は、今後の課題とせねばならない。事実、とくに初期のものほど、安堵とすべきか、裁許とすべきか、苦慮するものは多い。

とはいえ、関東発給の安堵状と裁許状には、様式のうえでの完成型が存在する。ある時期以降という限定はあれ、鎌倉幕府の安堵と裁許は、文書様式から画一的に分別することができる。本稿が、安堵や裁許が確立するまでの過程や、それぞれの特質を、今後、解明していくための捨石となれば、幸いである。

だが、それにしても、買得安堵のありかたからすれば、そもそも安堵と裁許をめぐる当時と現在の認識には、どうやらずれがあるらしい。

【史料6】『沙汰未練書』雑務沙汰条

一 雑務沙汰^{トハ}、利銭 出挙 替銭 替米 年記 諸負物 諸借物 放券 沽却田畠 奴婢 雑人 勾引以下事也。以^二是等相論^一名^三雑務沙汰^ト。関東御分国雑務事者、於^二問注所^一有^三其沙汰^一。又引付所務賦事、於^二問注所^一在^レ之。鎌倉中雑務事者、於^二政所^一有^三其沙汰^一。亦將軍家諸色御公事支配事等、於^二問注所^一在^レ之。

『沙汰未練書』は、雑務沙汰に「沽却田畠」をあげ、問注所の管轄と記す。ゆえに、通説は、私領売買一般を雑務沙汰と理解する。問注所が売買所領に関する裁許状たる【史料1】を発給した理由を、雑務沙汰を管轄した点に求める理解も、その延長線上にある。

とはいえ、同じく売買所領について裁許した【史料2】や、買得安堵状とされてきた【史料3】は、執権・連署の発給である。なぜ、問注所の発給ではないのか。真に「沽却田畠」は、売買所領一般をさすのか。そこで注目されるのが、「沽却田畠」は年季売買に限定されるとする七海雅人の指摘である。問注所が発給した【史料1】は、年季売買の案件である。同様に、問注所が管轄した売買所領相論の史料として七海があげた事例も、すべて年季売買である。⁹⁾

対して、七海も指摘するように、【史料3】のような執権・連署発給の買得安堵状は、ほぼすべての事例で永代売買であることが確認でき、年季売買の事例はみいだせない。どうして年季売買に関する裁許は問注所の発給で、永代売買の案件は、執権・連署の裁許なのか。

筆者は、買得安堵、すなわち御家人私領の永代売買に対する幕府の認定手続きが、所務沙汰であったからと考えている。

一般に、執権・連署が裁許状を発給するのは、所務沙汰である。年季売買は、いわば貸し借り、永代売買は、完全なる所有権の移転にほかならぬ。年季売買こそが雑務沙汰で、永代売買は、所務沙汰なのである。

安堵と裁許を二項対立的にとらえたり、売買貸借を雑務沙汰と決めつける先入観にも、問題がありそうだ。いまいちど石井良助や佐藤進一の業績^④にまで立ちかえり、政所・問注所・引付、所務・検断・雑務沙汰、そして、安堵と裁許、といったごく基本的な問題について、総ざらいに検証すべき段階に来たといえるだろう。

注

- ① 佐藤進一『新版 古文書学入門』（法政大学出版会、一九九七年、初出一九七一年）。近藤成二「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回——下文の変質——」（日本古文書学会編『日本古文書学論集』5 中世Ⅰ）吉川弘文館、一九八六年。初出一九八一年。青山幹哉「御恩」授給文書様式にみる鎌倉幕府権力」（『古文書研究』二五号、一九八六年）。なお、下文については、佐藤秀成「將軍家下文に関する一考察」（鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究』1 鎌倉時代の政治と経済）東京堂出版、一九九九年）も参照。
- ② ただし、【I型】については、下文に引きつけて理解する意見もある。【I型】をめぐる諸研究については、青山幹哉「御恩」授給文書様式にみる鎌倉幕府権力」（前掲）を参照。
- ③ 「山形大学所蔵中条家文書」元久二年二月二二日、関東下知状（『鎌倉遺文』三卷一五九九号）。「中院文書」元久二年五月二八日、関東下知状案（『鎌倉遺文』三卷一五四九号）。
- 時政期の文書については、杉橋隆夫「鎌倉執権政治の成立過程——十三人合議制と北条時政の「執権」職就任——」（日本古文書学会編『日本古文書学論集』5 中世Ⅰ）「前掲」。初出一九八一年）、同「執権・連署制の起源——鎌倉執権政治の成立過程・続論——」（同前。初出一九八〇年）、湯山賢二「北条時政執権時代の幕府文書——関東下知状成立小考——」（小川信編『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九一年）も参照。
- ④ 義時代の発給文書については、湯山賢二「北条義時執権時代の下知状と御教書」（日本古文書学会編『日本古文書学論集』5 中世Ⅰ）「前掲」。初出一九七九年）、下山忍「北条義時発給文書について」（安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』下巻）吉川弘文館、一九八九
- 年）も参照。
- ⑤ 『集古文書』元久元年二月一八日、関東下知状写（『鎌倉遺文』三卷一五〇九号）。「中院文書」元久二年五月二八日、関東下知状案（『鎌倉遺文』三卷一五四九号）。
- ⑥ ただし、【I型】のうち、泰時I期の一通は、書止を「依」將軍家仰「下知如」件」とする唯一の事例で、検討の余地がある（『吉川家文書』元仁二年正月一日、関東下知状案『鎌倉遺文』五卷三三三五号）。
- ⑦ 【I型】の確実な終見は、「醍醐寺文書」寛元元年七月一九日、関東下知状（『鎌倉遺文』九卷六二〇四号）。これより年記の下る四通は、いずれも高野山金剛三昧院所蔵の案文で、別個の検討を要する（『金剛三昧院文書』宝治元年八月一七日、関東下知状案『鎌倉遺文』九卷六八七一号）、弘安四年七月一六日、関東下知状案『鎌倉遺文』一九卷一四三六八号）、正応三年一月二九日、関東下知状案『鎌倉遺文』二三卷一七八九〇号）、文保元年三月二五日、関東下知状案『鎌倉遺文』三四卷二六二二四号）。
- ⑧ 「小早川家文書」寛元三年一月二二日、関東下知状写（『鎌倉遺文』九卷六五七七号）。これより年記が下る【II型】は、三通のみである（『円覚寺文書』弘安六年七月一六日、関東下知状『鎌倉遺文』二〇卷一四九〇八号）。「金剛三昧院文書」弘安九年九月二八日、関東下知状『鎌倉遺文』二二卷一五九八八号）。「立石寺文書」正慶元年十一月二四日、関東下知状写『山形県史』資料篇15上 古代中世史料1 立石寺文書、一号）。後二者は、様式に検討の余地がある。
- ⑨ 「北島家文書」元久二年四月二二日、関東下知状（『鎌倉遺文』三卷一五三三二号）。「尊経閣古文書纂」嘉禄元年二月一五日、関東下知状（『鎌倉遺文』五卷三四三三九号）。
- ⑩ 時宗II期以降の【IV型】で「可早……事」以外の事書形式をとるのは、冒頭を「奉」寄……事」と書き出す寄進状二通と、幕府追加法一通のみである（『宮成家文書』永仁五年閏一〇月二九日、関東下知状案『鎌倉遺文』二六卷一九五二五号）。「肥前実相院文書」正安三年六月一日、関東下知状案『鎌倉遺文』二七卷二〇八〇三三号）。「新編追加」永仁二年七月五日、関東下知状写『鎌倉遺文』二四卷一八五九六号）。
- ⑪ 「山内首藤文書」文永四年一〇月二七日、関東下知状（『鎌倉遺文』一三

卷九七八八号)。

⑫ 「依鎌倉殿仰下知如件」の書止をもつ「日御崎神社文書」文永二年四月二日、関東下知状(『鎌倉遺文』一三卷九二六九号)は、検討の余地がある。

⑬ 七海雅人「鎌倉幕府の安堵体系」(同『鎌倉幕府御家人制の展開』吉川弘文館、二〇〇一年。初出一九九七〜二〇〇一年)。以下、七海の見解はこれによる。

⑭ 「鎌倉幕府追加法」七〇三条(以下『中世法制史料集 第一卷 鎌倉幕府法』。師時I期以降の【IV型】の譲与安堵状は、京都の冷泉家に関する一通のみである(『冷泉家文書』元徳元年一月二五日、関東下知状『鎌倉遺文』三九卷三〇七五一号)。

⑮ 近藤成一は、補任宛行や譲与安堵に際して、「可早……事」の書形式をもち「依鎌倉殿仰下知如件」と書き止める下知状が、鎌倉末期まで用いられたとするが(同『文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回』〔前掲〕)、実際の書止は「依仰下知如件」である。

⑯ 関東裁許状の事書については、近藤成一「鎌倉幕府裁許状の事書について」(皆川完一編『古代中世史料学研究 下巻』吉川弘文館、一九九八年)、熊谷隆之「六波羅における裁許と評定」(『史林』八五卷六号、二〇〇二年)。なお、関東裁許状の書止文言の変化については、瀬野精一郎「鎌倉幕府裁許状の分析」(同『鎌倉幕府と鎮西』吉川弘文館、二〇一一年。初出一九六八年)にも言及がある。

⑰ なお、検断沙汰の裁許状が御教書の様式をとったことについては、新田一郎「検断沙汰の成立と検断システムの再編成」(西川洋一他編『罪と罰の法文化史』東京大学出版会、一九九五年)、熊谷隆之「守護代・使節・検断沙汰——摂津国長洲莊悪党関係史料の分析から——」(『勝山清次編』南都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七年。初出二〇〇六年)。鎌倉幕府の御教書については、熊谷隆之「御教書・奉書・書下——鎌倉幕府における様式と呼称——」(『上横手雅敬編』鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版、二〇〇八年)を参照。

⑱ 関東裁許状の日付については、近藤成一「鎌倉幕府裁許状の日付」(『鎌倉遺文研究』四号、一九九九年)。

⑲ 佐々木銀弥「鎌倉幕府の御家人所領政策について——買得私領安堵の下知状給付をめぐる——」(『日本古文书学会編』日本古文书学論集 5 中世I』〔前掲〕。初出一九七五年)。

⑳ 「武沢文書」元応元年五月二三日、関東問注所所司等連署下知状(『鎌倉遺文』三五卷二七〇四四号)。

㉑ 「立川市立歴史民俗資料館所蔵立川氏文書」嘉暦四年八月七日、関東下知状(峰岸純夫「立川氏文書について」〔同』中世東国の莊園公領と宗教』吉川弘文館、二〇〇六年。初出二〇〇五年)。

㉒ 問注所の裁判管轄と雑務沙汰については、佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」(岩波書店、一九九三年、初出一九四三年)。

㉓ 「立川市立歴史民俗資料館所蔵立川氏文書」文保二年二月一〇日、関東下知状(峰岸純夫「立川氏文書について」〔前掲〕)。

㉔ 石井良助「中世武家不動産訴訟法の研究」(弘文堂書房、一九三八年)。

㉕ 「沙汰未練書」御下知条(『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』)。

㉖ 「武沢文書」文保二年四月二八日、関東下知状(『鎌倉遺文』三四卷二六六五号)。

㉗ 「鎌倉幕府追加法」五六七条(『中世法制史料集 第一卷 鎌倉幕府法』)。

㉘ 牧健二「日本封建制度成立史」(弘文堂書房、一九三五年)。笠松宏至「安堵の機能」(同『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年。初出一九八六年)。

㉙ 大山喬平編『中世裁許状の研究』(塙書房、二〇〇八年)。

㉚ 「金沢文庫古文書」(元亨三年)、尼常阿代勝智申状案(『鎌倉遺文』三七卷二八六三〇号)。「金沢文庫古文書」(元亨三年)、崇顕麟代円信陳状案(『鎌倉遺文』三七卷二八六三一号)。

⑳ 石井良助「中世武家不動産訴訟法の研究」(前掲)。佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」(前掲)。

【付記】 本稿は、二〇一〇〜二〇一一年度・文部科学省科学研究費補助金・若手研究(B)による研究成果の一部である。

(富山大学人文学部准教授)